

---

## 第 12 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 18 年 12 月 21 日 (木曜日)

---

### 議事日程

平成 18 年 12 月 21 日 午前 9 時 39 分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 164 号 大山町合併振興基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 165 号 大山町合併支援事業基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 166 号 大山町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 167 号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 168 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 169 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 170 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 171 号 大山町一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 10 議案第 172 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の機構改革に伴う共同設置規約を変更する協議について
- 日程第 11 議案第 177 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 12 議案第 178 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 179 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 180 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 15 議案第 181 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 182 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 17 議案第 183 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 議案第 184 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 19 議案第 185 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 議案第 186 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議案第 187 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 議案第 188 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 23 議案第 189 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の制定の協議について
- 日程第 24 議案第 190 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 25 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 公有財産調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 27 陳情第 23 号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する陳情
- 日程第 28 陳情第 25 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情
- 日程第 29 陳情第 28 号 地方税制改正に伴う住民負担増の軽減についての陳情
- 日程第 30 陳情第 24 号 間伐材搬出促進に関する意見書の採択についての陳情
- 日程第 31 陳情第 17 号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情
- 日程第 32 陳情第 26 号 「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額」を  
求める意見書提出の陳情
- 日程第 33 陳情第 27 号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を  
求める陳情
- 日程第 34 陳情第 29 号 安心してかかれる医療保障の充実を求める陳情
- 日程第 35 陳情第 30 号 介護保険制度の改善を求める国への陳情
- 日程第 36 陳情第 31 号 教育基本法改正案の廃案を求める陳情
- 日程第 37 発議案第 11 号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する意見書の提出につい  
て
- 日程第 38 発議案第 12 号 間伐材搬出促進に関する意見書の提出について
- 日程第 39 発議案第 13 号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について
- 日程第 40 発議案第 14 号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を  
求める意見書の提出について
- 日程第 41 発議案第 15 号 町有地等活用調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 42 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 43 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 164 号 大山町合併振興基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 165 号 大山町合併支援事業基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 166 号 大山町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 167 号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に  
ついて
- 日程第 6 議案第 168 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関す

る条例の制定について

- 日程第 7 議案第 169 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 170 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 9 議案第 171 号 大山町一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画の策定に  
ついて
- 日程第 10 議案第 172 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の機構改革に  
伴う共同設置規約を変更する協議について
- 日程第 11 議案第 177 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 178 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 179 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 180 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 181 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 182 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 183 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 184 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 185 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 186 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 187 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 188 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 189 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の制定の協議について
- 日程第 24 議案第 190 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 25 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 公有財産調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 27 陳情第 23 号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する陳情
- 日程第 28 陳情第 25 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情
- 日程第 29 陳情第 28 号 地方税制改正に伴う住民負担増の軽減についての陳情
- 日程第 30 陳情第 24 号 間伐材搬出促進に関する意見書の採択についての陳情
- 日程第 31 陳情第 17 号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳  
情
- 日程第 32 陳情第 26 号 「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額」  
を求める意見書提出の陳情
- 日程第 33 陳情第 27 号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を

### 求める陳情

- 日程第 34 陳情第 29 号 安心してかかれる医療保障の充実を求める陳情  
日程第 35 陳情第 30 号 介護保険制度の改善を求める国への陳情  
日程第 36 陳情第 31 号 教育基本法改正案の廃案を求める陳情  
日程第 37 発議案第 11 号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する意見書の提出について  
日程第 38 発議案第 12 号 間伐材搬出促進に関する意見書の提出について  
日程第 39 発議案第 13 号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について  
日程第 40 発議案第 14 号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を求める意見書の提出について  
日程第 41 発議案第 15 号 町有地等活用調査特別委員会設置に関する決議について  
追加日程第 1 陳情第 32 号 通学路の安全確保を求める陳情  
日程第 42 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について  
日程第 43 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

---

### 欠席議員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿                      書記 …………… 汐 田 美 穂

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之                      助役 …………… 田 中 祥 二

教育長	山田 晋	代表監査委員	椎木 喜久男
大山支所長	河崎 博光	中山支所長	田中 豊
総務課長	諸遊 雅照	企画情報課長	後藤 透
住民生活課長	福田 勝清	税務課長	野間 一成
地域整備課長	押村 彰文	産業振興課長	渡辺 収
水道課長	小西 正記	福祉保健課長	松岡 久美子
人権推進課長	近藤 照秋	教育次長	狩野 実
社会教育課長	麴谷 昭久	幼児教育課長	高木 佐奈江
観光商工課長	福留 弘明	診療所事務局長	中田 豊三
農業委員会事務局長	高見 公治		

### 開議宣告

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。12月定例議会最後となりました。ただ今の出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第1、諸般の報告を行います。本日まで受理した陳情は、お手元にお配りしました「陳情文書表」とおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、本定例会の初日において可決された意見書は、12月13日に関係方面へ提出いたしました。

### 日程第2 議案第164号

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議案第164号 大山町合併振興基金条例の制定についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 大山町合併振興基金を新たに創設すると、特例債を利用しながらというようにご説明だったと思いますけれども、だいたい、いくらぐらいの基金を作る計画であり、条例の中ではその運用益をもって大山町民の住民の一体化の醸成のための事業を行うというようなことのようにですけど、どの程度の運用益を見込んでおられてどういう事業を行っていかれる計画なのか。その点についてご説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。いくらぐらい

の基金を造成するかというご質問でございます。

この基金につきましては、その算出方法がございまして、基本的なものとしては、3億円掛ける合併の関係市町村数、ですから大山町におきましては、3町であります。これを3億円掛ける3町掛ける、あとは合併の人口、あるいは合併後の、その後の推移的なものの人口等を掛け合わせて算出するという基本的な積算方法がございまして、そういうふうな金額で試算をしますと、あくまで起債でありますけれども、起債ベースでいきますと16億7,000万程度ということですが、起債の充当率が95%ということですので、上限の額といたしましては、15億9,000万程度が上限として積み立てが出来るという許容の範囲でございます。しかしながら、あくまでこれは起債でございますので、基金の目的としては、その上限いっぱいまで積み立てをめざしたいというふうに思いますが、のちのちの償還等のことを考えまして、その折々の財政事情等を勘案しながら、将来的10年にわたって積み立てをしていきたいというふうに思っておりますが、限度額といたしましては、先ほど申し上げましたように15億9,000万、これが基金の上限の限度額でございます。

それから、どのような事業に充当するか、ということでございます。これにつきましては、新町の一体化の情勢に資するものとか、あるいは旧町の地域振興のためにというふうな、あくまでソフト的なものに活用するというところで、具体的な項目等につきましては、これからの検討課題であるというふうに認識をしております。現在のところでは、とりあえず目的としましては、将来的な財政運営が有用になるように基金の造成をしますが、これから時々ですね、事業の内容を見極めながらこの基金の取り崩し等を行っていくというふうな形になるかというふうに思っています。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第164号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、議案第164号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第165号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第3、議案第165号 大山町合併支援事業基金条例の制定についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 近藤大

介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 先ほどの議案164号と同様でございます。どの程度の基金を造成していく計画なのかご説明お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 近藤議員さんのご質問にお答えしたいと思っております。この基金の上限につきましても、合併支援交付金そのものが6億が上限だというふうに定められております。従来、合併の諸事業としまして、さまざまな事業に取り組んできておりますけれども、これら6億の許容の範囲の中で基金の積み立てをしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第165号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第165号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第166号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第166号 大山町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 自治法の改正によって助役が副町長になるということでもあります。助役という名前が古めかしいとかなんとかいろいろありましたけれど、権限がどのように変わるのか、法的根拠を元に説明してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 今回の条例改正に伴いまして、助役が副町長に変わるわけですが、権限がどのように変わっていくかというふうなことの内容とその根拠条文

ということでした。

まず、根拠条文といたしましては、自治法の第167条でございます。改正自治法の167条ということですが、具体的な内容といたしましては、この条文を参考にいたしますと、地方公共団体の長の命を受け、政策および企画をつかさどること、および普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部についてその委任を受け、その事務を執行することが規定されたということでありまして、現行の助役さんに比べまして、副町長の権限についてはこの部分が強化をされたものというふうに理解しております。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第166号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、議案第166号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第167号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第5、議案第167号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第167号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、議案第167号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第168号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第6、議案第168号 大山町光ファイバーネットワーク施



設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 一点尋ねたいと思います。第20条にございます自営柱等の占有料ということについての(1)の一本につき年額1,260円という額がここにうたってございますけれど、この根拠ということについて尋ねておきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 第20条に規定します占用料でございます。これの(1)の占用料につきましては、中電さん、NTTさん、こういう方がお借りされておる金額、これを勘案しまして、そういったところがお借りされてる金額を勘案しまして1,260円としたところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 失礼しました。ちょっと1号間違えています。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第168号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第168号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第169号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第169号 大山町選挙広報の発行に関する条例の制定についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第169号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第169号は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第170号**

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第170号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 別表第3条関係の料金についてお伺いいたします。料金設定ですけれども2日券のところで大人が単純に計算しますと、9,600円が1,000円割引で8,600円になっております。そして小学生が単純に計算しますと500円の割引になっております。その設定の根拠と、それからシーズン券は全然値引きされておられません、その理由。そして、だいたい割引になっておりますけれど、それについての周知の方法を教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 休憩お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩いたします。

**午前9時54分 休憩**

---

**午前9時55分 再開**

○議長（鹿島 功君） 再開します。観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず2日券の価格設定の根拠ということですが、スキー場管理組合におきまして、加盟各社代表者で協議をいたしました。その中で2日券を新設する際の価格設定についても協議をいたしましたわけですが、ご指摘のとおり1日券を単純に掛ける2では割安感が生まれにくいということでありまして、いくらじゃあ引くべきかということでしたが、諸説ございまして、単純に掛ける2でも利便性の向上にもつながる、あるいはもっと大幅な値引きをして利用拡大をはかるべきではないかといったような議論の中で、導き出された結論といたしまして、大人については掛ける2マイナス1,000円、子ども券小学生以下券につきましては掛ける2マイナス500円という設定となったところでございます。

そして次に、シーズン券については、今回は変更がなかったのかということですが、これにつきましてもシーズン券につきましては、価格設定について今回は変更しないという結論になりました。なお、11月中に購入されました方につきましては、各5,

000円ずつ早割りということで値引きをいたしております。シーズン券6万円のところを5万5,000円、平日シーズン券4万円のところを3万5,000円といったような形での値引き販売をいたしておるところであります。

そして3点目でございます周知の方法はいかに、ということでございますが、まず記者クラブを通じましてマスコミ報道を行いました。記者会見を行ったうえで今年の取り組みについての広報を行ったところであります。あわせまして新聞広告を地元紙を中心に掲出をいたしております。

さらに、いわゆるパブリシティということで各マスメディアを通じまして各媒体に掲載をしていただいております。あわせまして県内各地で行われます用品メーカー等の特売といった機会に大山スキー場から出展をいたしましてその際で来場者の皆さんにチラシ、パンフレット等の配布、あるいは呼びかけ等の周知を行います。さらにスキー場でホームページを作っております、こちらの方でも掲載いたしておりますし、従来からのお客様に対しましては、メールマガジン等の発行等でこうした取り組みについて周知をはかっているところでございます。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第170号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、議案第170号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第171号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第9、議案第171号 大山町一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第171号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第171号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第172号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第172号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の機構改革に伴う共同設置規約を変更する協議についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第172号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第172号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第177号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第177号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第5号）を議題にいたします。質疑は全般に行います。質疑はありませんか。17番 野口 俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 3ページですね、歳入で町税、固定資産税のあれですが、3,100万が減額ということで、本当に額といたしましては補助事業等でもするならばすごい額になるわけですが、評価替えということで減額になるわけですが、これについての何件くらいなものでこの金額になったのかということと、再度その評価替えにいたる、まあ年度当初我々は、一般的には出るべきものでないかなと思ってる、途中で評価替えということは、法令等が変わってからということではないかなという気がしたり、評価替えのミスによってかなという、そういう理由についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 野口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。歳入の固定資産税の3,100万の減額でございます。これは評価替え3年に一遍の評価替え

に伴う減額分を当初予算に計上しておりませんでした、間違いに伴うものでございます。件数等は把握しておりませんが、単純に経年減点の補正率の加算をし忘れておったものでございまして、ご指摘のように当初、あるいはもっと早い時期に減額すべきものだったと思います。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑はありませんか。1番。

**○議員（1番 近藤 大介君）** 同じく歳入の関係、町税についてであります。町税の滞納金につきましては、9月の定例会においても決算の関係で滞納処分なり徴収について厳しい対応を議会としても求めたところでありますが、聞きましたところ先月でしたでしょうか、税務課の方では、町税の高額な滞納者を役場に呼び出してといたしますか、徴収について差し押さえも辞さない覚悟で望むんだと、どういう計画で支払われるんですかというような調査といたしますか、聞き取りをされたそうで、伺いましたところでは50万以上滞納しとられた方の6名が全額支払われた、あるいは今年度中の完納を制約されたというふうに聞いております。早速のといたしますか町の取り組みを高く評価したいと思いますが、今回の補正では、滞納金の徴収率が上がるということについての歳入は見込んでいないようですけれども、そういった前向きな取り組みについて、今後どの程度歳入が見込まれるのかについてご説明願います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 税務課長。

**○税務課長（野間 一成君）** 近藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。高額滞納者の方につきましてはの面談を行いました。差し押さえも土地建物につきましては、今10人程度終了したところでございまして、順次やっていくことにしております。ただ、ご質問にありましたように、この滞納処分なりで徴収率がどれくらいあがるかということでございますが、申し訳ありませんが、積算をしております。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑はありませんか。20番、西山 富三郎君。

**○議員（20番 西山 富三郎君）** 13ページですね、補助金及び交付金、これは地区活動費といまして団体育成補助金とか、隣保館各部会活動とか児童振興費と言って同和問題の解決の解決のための支出が57万円も減っていますですね。これはどういう根拠ですか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 西山議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 人権推進課長。

**○人権推進課長（近藤 照秋君）** 失礼いたします。地区活動費の減額についてでございます。平成18年6月大山町行財政改革審議会の方から、平成18年度の補助金の執行にかかわる答申がございました。この答申を尊重いたしまして、平成8年度につきましては

地区活動費については1割削減をして補助金を交付することといたしております。これにつきましては、地元の方にも影響があるということがございますので、この削減につきましての地元の了解ということもあらかじめしてまいったところがございます。その際、私どもが説明申し上げましたのは、同和問題の早期解決を目指しての地区活動費であるということは、十分に認識をいたしておるということを申し上げましたとともに、この地区活動等が今後積極的に推進されて研修活動も十分されてきたってということは、評価をしてあるということを申し上げてまいりました。今後につきましても現在の活動内容を精査をしていただきまして、いろいろと工夫をこらしながらやっていただくというのがいいのではないかと申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 人権交流センターが茶畑地区にあたり、今度下田中の隣保館も完成しますし、旧大山町の方にも立派なものがあるわけですけど、その拠点としてしっかり頑張ってもらわないかということはお案内のとおりですけど、それでは部落問題の本質とは何ですか。部落問題の本質をどう考えて、どう仕事しよるの。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 部落問題の本質というご質問でございます。部落問題の本質はその同和地区に住んでる方々の市民的社会的権利が十分に保障されていないことだというふうに認識しております。そのために行政といたしましてもその解決のために施策を推進していくことだろうと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 法に写せという言葉が一番大事なんです。足を踏んでる人は、踏まれている人の痛みが分からん。かゆいところはね、かゆいことを知ってる人がかくのが一番上手にかくの。部落問題の本質っていうのは、市民的権利の中でも職業を阻害化されたことが本質だから、職業の保障がないから税金が払えない、新築資金が払えない、いろいろと問題が出てきますよ。だから人権交流センターにも隣保館にもいろいろなメンバーがおるわけですから、地区の現場、現実を知りながら、机に座っておったって解決できませんよ。私はずっと言ってる「あんた方、ここにおったっていかんよ。同級生もおるだろうし、いろいろな友達もおるだろう。部落回ってたまには酒でも飲んで、腹の底から話したか。そんな姿勢がなかったらね、解決できませんよ。それから補助金減すのは全体に減すわけですけど、いかに行財政改革といたって、質の高さは求めないかんわけですよ。いついつ減せばいいという問題じゃない、どのような、いいですか。立派な役場を作り、どのような立派なサービスをするかが行政の課題なんです。その点、本質に帰って3隣保館でしっかり活動費も決めて協議をしてください。

○議長（鹿島 功君） ただいまのは質問ですか。

○議員（20番 西山 富三郎君） 質問です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 隣保館活動のあり方につきましては、平成18年度、今年度からでございますけれども、下田中の隣保館、そして人権交流センター、中高のふれあい文化センター、この3館によります合同の隣保館の運営審議会というものを今年度から開催をしております。すでに2回開催をしてまいったところでございますので、その辺につきましては連携協調といいますか、町全体としてのまとまりをもって今後も推進してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。19番 荒松 廣志君。

○議員（19番 荒松 廣志君） 1番議員に関連したことでございますが、このたび町税の、大口の滞納者を役場に呼び出してその成果が表われた、表れたということで高く評価したいと思いますが、過去議会で滞納金等について皆さんがかなりの意見なり質疑をされたわけです。それがようようここにきて、アクションがあった。何故これまであれだけの意見があったのに、町長は取り組まなかったのか、何故この場になってやる気になったのか、まずそれからお伺いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 別に今まで認識をしていなかったというわけではないわけでありまして、前々から同じような思いを持ちながらそれぞれ実態を担当課、把握をしながらこれだけ厳しい財政状況にあるわけでありますから、やはりその自主財源を確保する、そういった熱い思いの中で今この時期、しっかりと取り組まなければならないという思い、お互い確認をし合えたというところの中で行動に移っていくことができたというふうに理解してるところであります。

○議長（鹿島 功君） 19番 荒松 廣志君。

○議員（19番 荒松 廣志君） 先般の決算特別委員会で、皆さんの意見として付帯意見を付けて認定したわけですが、税金もさることながら他の滞納金、未集金があるわけでございます。これらについても同じような取り組みで、徴収を進められるのか、確認をしておきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 基本的には同じ考え方の中で取り組むように指示はしておるところでありますし、決して税だけではなく料、資金等あるわけでありますから、こういったものについても今課長方を中心にしながら特別徴収にも回っておりますし、そういう担当課の中でそういった人においては、悪質なものについては法的な処置をとるようとい

う指示はもちろんいたしておりますし、そういった方向の中で進めておるところであります。以上であります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。8番 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 26ページで学校給食センターに米飯用の改修工事としていよいよあったかいご飯が子どもたちに給食として出ることで大変喜ばしいことだと思っております。で、この間、御来屋市との食材のことで話し合いをもたれた時に子どもたちはパンが大好きだということをおっしゃっていました。この高額なお金をつぎ込む米飯給食でございますので、栄養士の先生と教育委員会の方との話し合いといえますか、どのようになっています、これをきちんと米飯給食に持っていかれる考え方であるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 教育次長。

○教育次長（狩野 実君） 岩井議員さんのご質問にお答えいたします。栄養士さんの方から子どもたちのニーズといいますか、要望についても聞かせていただいております。先日、今ちょっと日にちには確認できませんが、先日町内の3栄養士さんとセンターの所長と私と、この給食についてもいろいろ栄養士からもご意見をいただく会も持ったところがあります。栄養士さん、あるいは学校の方のご意見も伺いながら、米飯、今のご質問はパン食や米飯の回数的なものやそういうことも含めてではないかなと思いますので、そのあたり今再度つめていきたいなと思っております。現時点ではまだパン食の回数等について結論は出しておりません。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） で、それでですね。米飯にすると1食20円くらい安くなるということでございました。その根拠といいますか、計算方法は、どのようですか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 現在の米飯の食材、お米の、仕入れの方法であります。県の学校給食会を経由したり、地元の米をどういう具合にとるか、採用するかという辺りで、安定的にどこまで認めるかというような辺りで、若干その辺の担保しておるところがございます。そういう辺りで、完全に地元の米を独自にシステムを作ってやれば20円くらいの単価が落ちるという計算は出来上がっております。ただそれが将来にわたって小中学校の子どもたちに米の供給が可能なのかという辺りについては若干の不安感もあって今試算をしている段階であります。考え方といたしましては、子どもたちに地産地消ということもご



ざいますので、生産者の顔が見えるそういう辺も意識しながら今後調整をしていきたいなと。で、新年度についてはそういう辺りをしっかり押さえながら、町内の米を町内の子どもたちに食べてもらうという形を願って調整をしていると、こういう段階であります。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。3番 吉原 美智恵君。

**○議員（3番 吉原 美智恵君）** 12ページ老人福祉費のところの13番と19番についてお尋ねします。

13番の委託料873万円が計上されておりますけれど、この人数と老人施設に入られる基準がありますれば、それをお聞かせ願います。そしてかなりの数の独居老人がおられると思うんですけど、大山町に。それに対して今の入所措置の状況はどんな具合でしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 吉原議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（松岡 久美子君）** 吉原議員さんの質問にお答えさせていただきます。委託料の873万円、これは老人施設入所措置ということで、現在大山町では中部にあります母来寮とそれから皆生にあります尚寿苑、これはいずれも県立でしたけれど、指定管理ということで、今厚生事業団の方が担っておられます。そこと委託契約をいたしまして、現在15名の方に入所いただいております。で、今回補正で挙げさせていただきましたのは、これから年度内に3名ほどそういう老人の方がおられますので3名の方の分とそれから措置費は月々額が変動しますので、その額が不足しました、その分と合わせましての873万円でございます。それで基準ですけれども、これは地域で独居で暮らしておられます高齢者の方、特に生活困窮、食事等がとても自分で取れないという方につきまして、西部圏域で措置にかかわります審査委員会、これは医師、西部保健局の専門職、介護保険施設の施設長、それから受け入れ先予定の施設の方、その辺りで事前に審査会、協議会を行います。それで措置が妥当と思われた方については、それぞれ入所をしていただきます。これはあくまでも支援をしていただく家族の方がおられない、周りにもおられないというふうな生活が大変な方を審査で入れております。特段に基準というものではなくて、その中でその人の生活環境とか、いろいろと家族の背景とか総合的に審査をして決定をいたしております。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 3番 吉原 美智恵君。

**○議員（3番 吉原 美智恵君）** 今の大山町の状況といたしまして、その緊急を要するといえますか、生活困窮をされている独居老人の方を十分に見回っておられますでしょうか。そのこともう一回してください。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） これらの方の把握は民生委員さんをお願いしておりますし、それから多くの方が独居で生活保護を受けておられる方が多く入所いただいておりますが、そのあたりで該当になる方を把握いたしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 3番 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 今の件は了解いたしました。19番引き続き、補助金及び交付金が404万1,000円の出費で高齢者居住環境整備事業補助金となっておりますけれど、この金額の一人当たりの上限と、こういう事業が皆さんよくご存知なのかどうか周知の方法も教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） まず補助金の額ですけれど、すみません、制度の方ですけれど、これは介護保険の認定を受けられた方のみが使える制度でございます。ケアマネ、それから保健師等が行きまして認定調査のときに、聞き取りのときに原則在宅でございます。本人さんの体の調子はもとより、在宅で生活をされるということの状況の中で、ケアマネが、そうすれば在宅で生活するには手すりがある、和式のトイレも様式、段差があるところはスロープ、というふうなそれもいろいろ指示したり相談に乗っております。該当する工事の上限は80万でございます。その3分の2補助いたしておりますので、最高補助額は53万3,000円でございます。以上でございます。

すみません、洩れました。周知につきましては、介護認定のときに該当の方、または家族の方にそういう制度があるということを説明いたしております。それと毎年年度の始めに介護保険の制度の中で「広報だいせん」の方で掲載をさせていただいております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 18番 沢田 正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 21ページの消防費の副団長の報償費でございますが、これ85万ほど組んであるわけなんです、私はいつも疑問に思いますことがです、消防にはこういう退職金、報償費がつく。ところが交通安全指導員の方には一銭も退職金がつかんです。これはいったいどういうわけなのでしょう。どういう関係でそういうことになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 沢田議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） まず現在の制度をご説明しなければいけないと思いますが、消防団員につきましては、消防法、消防組織法につきまして消防団員の福利厚生については、消防団員の退職報償掛金を掛けるというふうな規定がございます。それに基づきまして消防団員につきましては、町の予算を計上しながら、掛金を掛け続けてきておるといふ現状がございます。そういうふうな制度を活用いたしまして、今回も旧大山の統括副団長の36年10カ月勤務された副団長さんが退職されましたので、基金の方から歳入として増額を組み入れ、支出の方では85万9,000円支出をさせていただいたというような背景がございます。で、今のご質問は、交通安全指導員さんにつきましては、こういうふうな制度がないかというふうなことでございます。これにつきましては、先ほど申しましたような消防と違って法的な規定等がございませんでしたけれど、見過ごしてきておりましたけれど、同じような業務任務で活動していただいているというふうなことがございすれば、また検討課題として今後の問題として今理解をさせていただこうというふうに思っております。基本的には、現状の中では制度があるかないかによってその差が生じているということをご認識いただきたいというふうにいいます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 18番 沢田 正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 内容につきましてはよく分かりましたが、ところがおんなじ町内でボランティアみたいな格好で職務についておられる方が、片っ方は退職金をもらい、片っ方は退職金はないぞ。お前らはその積み立てがないけ、できんだという回答でございしますが、その積立金を何とかしてあげられるような方法を考えていただいたらどうかというふうに考えますので、ご答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほどの沢田議員さんの意思を重く受け止めまして、またこれにつきましては、先ほど繰り返しになりますが、ご検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。6番、森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 8ページの企画費の中での役務費、手数料共架電柱強度計算手数料減額ということで、183万5,000円あります。この状況についてちょっとお尋ねをしたいと思います。特にこれをどこが受けておられたのかということについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 電柱の共架強度計算手数料の減額についてのご質問にお答えします。この手数料につきましては、NTTさん、中電さん、それぞれ持っている電柱に光ケーブルを張らせていただくということで依頼をしたものの手数料でございます。このうちの中、特にNTTさんでございますけれど、机上の計算をされますので、その際の部分ほとんどが、机上の計算で終わって、現地に行かれるということが少ない部分がございます。そういったことと中電さんにつきましては、ほとんどが計算しなくてもいいような形で、失礼しました。NTTさん、そういった形でNTTさんの計算が不要になったということで、減額をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） デスクの中での計算でこうだったということのようですが、実は初日の日に工事請負契約の変更の締結ということで、大山町の情報通信基盤整備事業建設工事の補正があったわけで、その中で5,500万ほどがいわゆる415本ですね、立替をしないといけない形の中で追加の増額になったわけですが、こういったことと、この度の手続きの減額、関わりというものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 工事変更との関連でございます。415本ということで自前の電柱を立てる変更をしたところでございます。また中電さん、またNTTさんの方で、電柱を立てていただきたいということでお願いしとったものが、8ページの19のところ負担金補助及び交付金で約3億8,000万ほどの減額をしております。これが実質計算をした結果、不要になった電柱の建替えというものの費用としておりますので、この合計が680本を見込んでおりました。それがすべて減額をいたしまして、工事の関係で415本の増工をさせていただいたところでございます。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開を10時45分にしたいと思います。

午前10時35分 休憩

---

午前10時47分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。他に質疑ありませんか。7番川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 12項目ほど質問したいと思いますので、半分に分けてよろしく申し上げます。ちょっと、突っ込むわけではありません、お聞きしたいということでございます。よろしく申し上げます。

まず最初に13ページの老人福祉費繰り出し金、節28の介護保険特別会計繰り出し金に80万上がっています。この包括的任意事業というものはどういったものなのか。

それから同じく13ページ、款の同和対策の施設費で、こないだ質問いたしました。委員会でお尋ねいたしました。空調機のコンプレッサーの件ですがリサイクル媒体が可能という返事をいただきましたが、そうした場合に多少安くなるというようなことをお聞きしたんですが、どちらの方向でいかれるのかどうか。

それから3点目でございます14ページ、障害者福祉費の障害者医療費助成54万3,000円上がっています。これの内訳をお願いします。

それから4番目としまして16ページの衛生費、施設修繕料1,612万5,000円、これたぶん焼却炉のレンガの取替えじゃないかと思いますが、その辺のところ詳しく。確か3年前ぐらいに、2年か3年前に取り替えしたと思うんですが、その辺の状況も合わせてお願いします。それから17ページ、6番の農業施設運営費の中の施設管理委託料、これどこの施設か、どのようなものかをお願いします。以上とりあえずここまでお願いします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 川島正寿議員さんのご質問には、それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** それでは順次それぞれの担当課長、お答えください。福祉保健課長。

**○福祉保健課長（松岡 久美子君）** 川島議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

老人福祉費の繰り出し金の中で介護保険特別会計繰り出し金（地域支援事業・包括的任意事業分）としてあります80万、これは介護保険の制度の中で町が義務的に持つ金額でございますけども、この内容としましては介護予防事業、水中ウォーキング、それから3B体操、各種介護予防事業、これに使う事業費が不足してきましたので、今回他の繰り出し金と一緒に組みさせていただきました80万でございます。それと14ページの障害者福祉費の扶助費の53万4,000円身体障害者医療費助成ということで、重度の身障1,2級の方等は特別医療の方で医療費の助成がございます。3級から6級以降につきましては非課税の方のみについて医療費の2分の1を助成いたしております。これが不足をいたしております。年度末までの扶助費を見込みまして54万3,000円組みさせていただいております。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 人権推進課長。

**○人権推進課長（近藤 照秋君）** 13ページ、目は同和対策施設費の施設修繕料としまして59万6,000円を計上しております。これは人権交流センターにありますコンプレッサーの一台が故障いたしまして、このための修理ということで計上をいたしております。先ほどご質問がありましたどのような方法で直していくのか、修繕していくのかということでございますけども、この予算59万6,000円につきましては、銅版を取替え

ということを考えて計上しておるものでございます。しかし、銅版を再生利用した方が経費的に安くつくということも今考えておまして、銅版を再生利用して修繕をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） 16ページの塵芥処理費、施設修繕料についてのご質問でございますが、1,612万5,000円、この施設は名和クリーンセンターであります。9月の28と29日にですね、施設の点検清掃を実施をいたしました。それに伴って修理箇所が判明をいたしましたので今回補正をお願いするものであります。中身については耐火物の修繕、炉が大きいものであります。工事費のみで約530万余り、そのほかごみのクレーンの整備、あるいは油圧ユニットのオイルの交換であったり、もろもろの工事費を補正予算をお願いするものであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 17ページの農業施設運営費で施設管理委託料はどこかということでございました。これは名和のトレーニングセンターでございます。

○議長（鹿島 功君） 以上で答弁漏れはありませんか。

○議員（7番 川島 正寿君） はい、了解しました。続いてお伺いします。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島 正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 19ページの土木費の中の1番委託料、道路台帳補正業務変更委託料、この路線道路はどこなのか。それから23ページの小学校引越し作業手数料。これの説明。同じく大山小学校暖房ボイラー取替え工事362万3,000円、これ見積もり、相見積もり等取ってあるのか。それから26ページの13委託料、設計管理等委託料、これはどのようなものなのか、たぶん学校給食センターの委託料だと思いますが。それから15番の工事請負費1,575万、どのような工事になるのか。躯体その他の辺があるのかどうか説明をお願いします。同じく18番の備品購入費133万9,000円、これも1社のみで見積もりなのか、同等品の見積もりが取ってあるのか。定価なのか、実際に値引き可能で入ってくる単価なのかお聞きしたいと思います。財政が厳しい折ですので、その辺よろしくをお願いします。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） はじめに町長答弁、そしてそのあと教育長の答弁にしたいと思います。はじめに町長。

○町長（山口 隆之君） それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 課長、順次お答えください。地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 川島議員さんの質問にお答えいたします。19ページ、土木費、土木総務費の委託料道路台帳補正業務変更委託料35万5,000円の内容でございます。大山管内で道路改良工事を行ったところの工事内容に伴っての道路台帳の修正というのをする必要が出てきております。路線名、5路線でございますけれども延長がト一

タル450メートル分の台帳の補正修正業務をしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 教育長。

**○教育長（山田 晋君）** 川島議員さんのご質問に学校教育課長より答弁させます。

**○議長（鹿島 功君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（狩野 実君）** 5点かと思いますので順番にお答えしたらと思います。

23ページ、12役務費の名和小学校引越し作業手数料についてですが、このたび統合に当たりまして、冬、春休みに学校、今東校舎、西校舎にあります机、椅子、その他荷物を引越し作業を業者の方見積もりを取りまして298万7,000円ということが出ております。量的なものなどがどの程度あって、ということが当初分かりませんでしたので、今この夏休み、それからこの冬休みも含めていろいろ量的なものも精査しましてこのたび見積もりを取っているところでありまして、2点目ですが同じく23ページの工事請負費、大山小学校暖房ボイラー取替え工事につきまして、これは大山小学校のボイラーの本体が非常に調子が悪くて悲鳴を上げているといえますか、だましだまし何とかやりくりを今しただけで済ませているところでありまして本体部分のみの取替えということで、これは1社の見積もりをとっているところですので実質はもう少し落ちていくのかなというふうには思っているところでありまして。

それから26ページ13委託料の設計監理等委託料ですが、これは名和給食センターの米飯用の改修工事に伴う設計監理の委託料ということでありまして、これにつきましては町の方の職員の方でできないかということもちょっと検討しましたが、設計監理同一で行った方がいいだろうということで150万円の計上させていただいているところでありまして。

同じく26ページ15工事請負費、名和学校給食センター米飯用改修工事であります、センターの外部につきましてはその大きな改修をせずに中に若干スペース的に余裕がありますので、その部分について米飯用の施設を造作するということでもあります。

それから同じく18番備品購入費の施設備品ですが、133万9,000円米飯用角型2重食缶、これも見積もりを業者から1社取っていますので今後まだ実際には落ちていく可能性のあるものというふうに捉えております。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 7番、川島正寿君。

**○議員（7番 川島 正寿君）** 2点ほどお願いします。備品購入に際しましては相見積もりをお願いしたいというふうに考えております。それから給食センターの工事、町にも設計士を入れてもらっておりますので、躯体の大きいものは1級建築士でないといけないかというふうに思いますが、設計と監理というものが同一がいいと言われましたが、逆でもいいという発想があるんです。自分が設計して自分が監理するというのはみやすいことなんです。設計したやつがそのとおりに出来上がっているかというのは監理は別途とした方が正確的にはだいたい厳しくていいものができるんですが、その辺の考えで町の設計士

が積算した場合とどうだろうかあとというふうに感じますので、その点も検討してやはりいいものを安く作っていき財政的にも儉約できたらなというふうな観点からそういう質問いたしますのでその辺どのようにお考えかよろしくをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 川島議員さんのご質問にお答えしたいと思います。財政事情等も勘案しながら現在取り組んでおるところであります。議員おっしゃるとおり効率的という辺も視野に入れております。設計委託監理については学校給食センターの場合、中身専門的な道具が入ってきたりするというのもあって、業者の方に今お願いしているわけですが、ご意見も参考にしていきたいなあと。以上です。

（「もう1点。相見積もり導入してもらえますか。」と呼ぶものあり。）

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 学校教育課長。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） はい、お答えします。安くいいものという趣旨、十分承知してるつもりですので今のご意見参考にしてぜひ相見積もりを取りながらいいものを安く購入していきたいなと思っております。

○議長（鹿島 功君） 15番、二宮淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） 私はただいま川島議員が質問された中にもありますが、16ページ塵芥処理費の中の施設修繕料1,612万5,000円、これに関連して質問させていただきます。このクリーンセンターっていうのは、今から10年くらい前ですかね、建設7億強の予算だったと思いますが、立派な焼却施設ができました。当時私もこの議会に席を置いて間もない頃でありましたが、執行部の皆さんも全部顔が今変わってしまっておりまして、質問するのが多少遠慮もありますけれど、その時にこれはいくら立派な施設であっても焼却する物によっては温度が、たとえば発泡スチロールのような物は1,000度以上に高温の熱が出る。そうすると立派な焼却炉であっても損耗が激しいので、これは分別を徹底して上手に使って長持ちをする施設でなくてはならないという趣旨で質問をいたしました。

ところがその当時、立派な施設でメーカーもそういうことは大して影響はないということではねられましてね、軽くあしらわれた経緯があります。ところが今回もそうですが、毎年毎年補正予算であれ、本予算であれ修繕費というものが相当の額が計上されております。おそらく累計すれば1億や1億5,000万じゃないと思います。それで今すぐ答弁できんかもしれませんが、あの焼却炉を作って今日まで10年近くなりますが、どれぐらい修繕費がいったか累計額をちょっとお示し願いたい。

今できんだろうと思いますよ、それは。でもね、その場その場の答弁で執行部はわれわれが本当に真剣に物を考えて質問をすることに対してそれは心配ありません、その一言で



片付けた結果が10年たったら相当な数字が計上せないけんような状態が続いてきたということを考え合わせれば、公の施設であって私の施設でないが故に、非常にその辺の配慮が行き届いていないんじゃないかなという思いがします。あとで結構ですからどれくらい補修費がかかっておるものかお示しをいただきたい。以上でございます。それでそのことについてどのようにお考えか。考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 二宮議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） お答えをいたします。先ほど修理の件でございますが、先ほど1,600万あまり補正をお願いするわけでありましたが、だいたい1,000万平均といたしましても1億程度は必要だったという具合に思っています。従っていろいろですね、西部広域等も焼却炉についていろいろ議論も行いました。従って約耐用年数は15年程度という具合に言われておりますが、ただ耐用年数は15年ですが、全然修理をしなくてもいいのかということは別でございます。従って特に先ほどありましたように1000いっくらの温度でということがございますが、今の運転を900度から950度で平均して運転いたしております。従ってどうしても使うとですね、修理箇所が出てくる。そういう部分が出てまいります。従って毎年修理をしなくちゃならない。そういう部分もあります。

またですね、最近ご案内のとおり、旧大山地区のごみについてもですね、全量中山と名和の施設で処分をいたしております。大変町民の皆さんにご協力をいただきながら減量をいただいております。広報等でもお知らせをいたしておりますが、17年度も7.4%余り16年度に対して減っております。また11月まで取りまとめてみますとですね、昨年の同期までで対比をいたしますとだいたい6.3%、17年より18年度が11月末での同期で対比をしますとその程度の量が減っております。従って現在2箇所の焼却炉で時間外等も対応させながら処分をいたしております。そういうことで使えば使う、あるいは使わなくてもですね、修理は必要だということで各市町村とも担当者もそうですが、担当課長もいろいろ苦慮をいたしております。当初の計画では23年度には焼却炉を建設することになっておったわけでありましたがいろいろ財政的な問題等があつてですね、そういう部分になりません。今年度いっぱいにはですね、米子の方が承諾してくれるだろうという話も出ておりますが、まだこれも確定いたしておりません。従って安定的に処分をするためには当然自前で持つておらないといけない、そういう部分がございます。従って修理もですね、なるべく安く上がるような格好でいろいろ検討いたしておりますが、なかなか特殊なものですから、皆さんに入札をしてですね対応する、なかなかこれ出来にくい部分もございます。そういう部分で私どももいろいろ検討しながら経費が安く上がるように

ですね、いろいろ検討さしていただいておりますが、当然修理費は掛かっていく、そういうことをご理解をいただきたいなと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第177号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第177号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12 議案第178号

○議長（鹿島 功君） 日程第12、議案第178号 平成18年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）を議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第178号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第178号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第179号

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議案第179号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題にいたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第179号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第179号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第180号

○議長（鹿島 功君） 日程第14、議案第180号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）を議題にいたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第180号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第180号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第181号

○議長（鹿島 功君） 日程第15、議案第181号 平成18年度大山町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題にします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第181号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第181号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第182号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第182号 平成18年度大山町介護保険特別

会計補正予算（第４号）を議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから議案第１８２号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第１８２号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第１７ 議案第１８３号

○議長（鹿島 功君） 日程第１７、議案第１８３号 平成１８年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題にいたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第１８３号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第１８３号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第１８ 議案第１８４号

○議長（鹿島 功君） 日程第１８、議案第１８４号 平成１８年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）を議題にします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから議案第１８４号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第184号は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第19 議案第185号**

○議長（鹿島 功君） 日程第19、議案第185号 平成18年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題にいたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。19番、荒松廣志君。

○議員（19番 荒松 廣志君） 先般もこの特別会計について質疑を行ったわけですが、このたび549万8,000円ですか、減額補正が出ておるわけですが、どうも風力発電の働きが良くないといううわさがうわさを呼びまして、今は公務員は高田の風力発電、民間は海岸べたの風力発電というような話まで出るような事態になりました。課長の説明では5月、6月風の状態が悪かったということでございましたが、風の状態は悪くても民間は動いておる。なぜ高田は動かない。ほかに理由があればお知らせ願いたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんの質問に担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 厳しいご指摘をいただきました。私が把握している範囲でお答えいたします。議員がおっしゃるように風の状況、これは去年に比べて状況が悪いというのはご報告したところでございます。

それともう1点、まだ十分には把握ができておりませんが、いわゆる作業、中国電力さんの作業、また故障による作業、こういうことでの作業の時間、これが昨年と比べて今年につきましては昨年が運転が丸1年ではございませんけれども17年と18年今現在まで比較しますと、だいたい3倍くらいの作業時間が増えております。時間的には1375時間というような時間数になっておるところでございます。これが風があるときに作業するということであれば、影響がその時間そのまま受けるわけでございますけれども、風の状況等把握しておりまして、また因果関係まだはっきりは出来ておりません。風が強いときにこういった作業を行うと確実に発電は出来ないというのは把握しておりますが、風の状況だけの比較を今しているところでございます。風の状況だけでは先ほど来、ご指摘あったような形でいわゆる月平均の風速が低いとやはり発電量は影響を受けるという具合な傾向がございます。それで12月時点、昨年の12月で得ました発電量が年間の発電量の最高値を示しております。これにつきまして昨年と今年との風速の比較をいたしたところやはり風速につきましては去年が7.9メートルありました。平均でございます。今年が5.4メートルの平均になっております。いわゆる発電量につきましては去年がだいたい39万キロワットぐらい、今現在が14万キロワットちょっと超えているような状

態です。この風速の影響によって発電量変動しておるということでございます。われわれもできる限りこの風速の影響を受けない稼働をできる日数を増やそうとして努力はしておるわけですが、なかなかそういったような形で満足いくものになってないというのは重々把握はしているつもりでございます。海岸べりにできました風車と比較をされてのことでございますけども、海岸のデータなかなかいただけないものですので、比較はできませんけれども、同じ日数、同じ日、同じ時間で風速が違うんじゃないかという具合に私は理解をしております。海岸の方がやはり風の状況がいいなという具合には思っております。というものの先ほど言いました運転日数ができるだけ稼げるような形で、努力はしたいという具合に思っておるところでございます。今現在、稼働率といたしまして運転の可能な設定、いわゆる修繕とかそういうものをのけたものの目安となりますけども、高田の発電所は17.4%の稼働率ということで設定をしております。だいたい一月で平均しますと5日強の運転がフルにできれば目標は達成されるということですが、夏とか冬とか風の強さが違いますので一概にはこの日数は言えませんが、そういうものを目安にしてこれをできるだけ上げるといふことに努力をしてまいりたいという具合に考えておるところでございます。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 19番、荒松廣志君。

**○議員（19番 荒松 廣志君）** あの今初めて聞いたわけです。その中電が作業するときには運転を中止すると、これまではこういうお答えはなかった。私は、風力発電ですから、働きは風任せだなあと思っておりましたけれども、今後公募債を募集されてその償還もやがて来るわけです。このような売電状況で果たして十分やっていけるかどうか。その辺の目安についてもう一度答弁願います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 企画情報課長。

**○企画情報課長（後藤 透君）** 起債の償還等の関係で大丈夫かということでの質問だというふうに考えております。今のところ起債の償還のピークというものが公募債をお返しするのが平成22年の予定になっております。この時点までの積み立て等いたしまして対応をしていきたいと、一般会計からの繰り入れを無くしたいという具合に考えているところでございます。しかし平均的な数字で申し上げますと、今年度のような形で売電収入が補正後の予算でいきますと2,003、失礼しました2,200万弱の収入になってくるころです。こういうような状態で維持をしていきますと、いわゆる一般会計からの繰り入れ、この22年にはしなければならぬ恐れも出てまいります。そういった状況でだいたい今の計画といたしましては17.4%の稼働率を設定をしております。そういった計算の元での計画になりますとこの償還を償還年をピークにしますこの時の一般会計からの繰り入れというものは十分対応できると考えております。先ほども申し上げました稼働率の

問題をできるだけ予定の稼働率に近づけるということでの努力をしてみたいという具合に考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 19番荒松廣志君。

○19番議員（荒松 廣志君） これ発電した電力を中電に売るわけですので、中電と作業等の申し合わせで、なるべく集中なら集中して稼働ができるような体制を取れないものか。

もう1点、あその場所にあれを建てたことは間違いではなかったかどうか、その2点について伺います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 中電等の作業の調整についてはわれわれの方もその都度申し入れをしながらやっておりますし、今後の課題としてももちろん先ほど課長が申し上げましたのは稼働率を高めるためのひとつの方策でもありますので協議をしてみたいというふうに思っておりますし、立てる位置についてはいろいろ議論をする中で、単に風力発電の電源収入を得るだけではなくて、当然もちろん風況調査をしてあそこでの、その稼働が可能であるという判断の中であそこに設定した部分もありますし、それから地域の工業団地の皆さん方と環境というものを視点に置いた取り組みの中で、あその場所を企業の皆さんもでもありますし、町民の環境意識の啓発という思いの中でシンボリックな施設という形の中であそこに整備をさせていただいたということでございますので、その場所については間違っているというふうな認識は全く持っておらないところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから議案第185号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第185号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第186号

○議長（鹿島 功君） 日程第20、議案第186号 平成18年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから議案第186号を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第186号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21 議案第187号

○議長（鹿島 功君） 日程第21、議案第187号 平成18年度大山町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

ただいま議題となりました議案第187号について議案訂正の申し出があります。お諮りします。お手元に配布の議案書のとおり、議案訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って議案訂正についてを許可することに決定いたしました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第187号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第187号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第22 議案第188号

○議長（鹿島 功君） 日程第22、議案第188号 平成18年度大山町索道事業会計補正予算（第2号）を議題にします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから議案第188号を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第188号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 議案第189号

○議長（鹿島 功君） 日程第23、議案第189号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の制定の協議についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） これ私たちの所管の委員会で説明は受けておるわけですが、新聞によりますと日吉津村等がしなかったと。いろいろ意見のあれですが、そこまでに至ったいわゆる別表第2にありますこの点に至った中での話し合いの過程っていいですか、そういうもんについてもう少し詳しくお聞かせを願えればと思うわけですが、結局まず町村によってはそういうふうなご理解がいただけてない面もあるということです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 野口議員さんの質問にお答えしたいと思います。議員の定数13名の案が出された経緯につきまして、まず事前に全市町村のアンケート調査がありました。その中でいろいろと数字についてはごくごく少ない人数からそれから多いところでは30名ぐらい。少ないところは7名というふうな、ほんとに19市町村ばらばらの意見が出ました。大山町につきましては広域の連合なので市町村で各、最低は1名、それから半分以上いろんな経費を担っていただく人数配分もありますので市町村、あの市からはプラス1名ということで大山町の意見はアンケートには答えました。そのなかで担当課長のへん辺りでかなりこの人数についても検討協議をいたしました。何時間もしましたけども、とうとう結論が出ませんでして広域連合準備委員会、準備会の中に全県下の市長さん、町長さんの中で役員、役員会というのがありまして、この役員会は4市の市長さんそれから4町の町長さんで構成される部分ですけど、その辺とそれからオブザーバーで県、市長会、町村会、国保連合会その辺がオブザーバーで12、3名の構成のところ審議をされました。その結果で13名ということで、アンケートの集計では21名から議員定数は21名から30名というところが5市町村、それから同じ数で11名から18名というところが5市町村、10名以下が4、20名が3、19名が2というふうな状況の中

で審議をされてこの13名という数字の案が出されました。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 17番、野口俊明君。

**○議員（17番 野口 俊明君）** ほとんどの説明を私たち委員会は聞いておったわけですが、このいわゆる委員会の中でもわれわれもそういう13のうちの東部が5市町村で5、中部が5市町村で3、西部が9市町村で5ということではありますが、いわゆる町長サイドですね、これを西部の中でもう少しこう頑張れることはなかったのか。日吉津村等ほんとに考えてみますと、この条例の中の件で確実に不利になることは分かることあります。そこら辺でもう少し西部は協調されて人数のこういうアンバランスな状態にならないような努力はできなかったものか、そこら辺の実態を町長にお伺いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** ここで暫時休憩いたします。

**午前11時39分 休憩**

---

**午後13時30分 再開**

**○議長（鹿島 功君）** それでは再開いたします。17番議員さんの答弁をですね、町長の方からお願いしたい。町長。

**○町長（山口 隆之君）** 野口議員さんから今回のこの広域連合の議員の定数についてどのように考えておるかというご質問であったというふうに思います。構成員としては全部の19市町村がそれぞれ構成した中でひとつの広域連合という組織を作るわけですが、その議決機関としての議員の在り方ではありますが、この負担もご承知のように人口割りなり均等割りという形の中で、負担もしていくというところでありまして、その代表である議員というものもある程度人口というものを配慮をしながら東、中、西で5人、3人、5人というふうな選任をして計画をしておるものでございまして、これは市町村の代表というよりは圏域を代表する議員としての人口割の人数という配分の考え方であろうというふうに思っております。そういった中では圏域の中で選ばれるわけでありまして圏域を代表する議員として全体の中の議員としての役割を十分に果たしていただくということが大切になってくるのではないかなというふうに思うところであります。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 17番、野口俊明君。

**○議員（17番 野口 俊明君）** 町長さんの今考えは分かったわけですが、私もうひとつ西部のなんて言いますか、皆さん方の市長さん等の今、意思統一と言いますか、そういうものがきちんとなされておるのか、こういうふうに町村の議会としてはもう本当になんかまだそういうガタガタしてしておるような状態もあるわけですから、やっぱりそこら辺で各町村の議会に対しての皆さん方の説明方法、いろんなものがもう少し不足していたんでないかなと、こういう新聞報道等にも出るような事態になったのはという気もいたすわけですから、そこら辺についても早くいい方向に行くことを町長さんも労をてらい

てとらえて頑張ってもらいたいと思いますがどうでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** この件につきましては、実は非常に作業が鳥取県の場合は遅れてきておるところであります。事務所の位置とかいうのを決定するのにあたって、非常に時間も要したところでありまして、なかなか具体的なこういうその要綱の中身等に踏み込む中で少し遅れがきたなかで、なかなか議員の皆さん方にも十分にご理解いただく場面がなかったというのは非常に申し訳なく思っているところではありますが、少なくとも町村長この課題については同じ思いの中で進めてきておるというつもりでありますし、これからも当然われわれも連携を取りながら、より良いこの制度になるように取り組んでまいりたいというふうに思うところあります。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから議案第189号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、議案第189号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第190号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第24、議案第190号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただ今ご上程いただきました議案第190号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年11月28日午後3時45分ごろ、大山町羽田井1618番地先で発生をいたしました中山小学校スクールバスの自損事故により、スクールバスの前部及び後部下面が著しく損傷しましたので、この修繕料を計上するため提案するものであります。

この補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に472万5,000円を追加し、歳出予算の総額を135億7,243万5,000円といたしております。

次に、第1表を歳入からご説明申し上げます。第85款諸収入の472万5,000円の増額は、第25項雑入で全国町村会からの町有、町村有自動車共済失礼しました、町村有自動車災害共済金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。第50款教育費では472万5,000

円の増額をいたしております。これは第5項教育総務費の第3目教育振興費で、スクールバスの部品交換及び板金塗装等の修繕料であります。以上で、議案第190号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。19番、荒松廣志君。

**○議員（19番 荒松 廣志君）** 補正予算につきましては全協でもご説明いただきました。これが自損事故だということでございますが、事故の発生は先月の28日、私たちに、議員に説明があったのは先日であります。ご承知のように12月定例会は12日に招集されております。こういう事故等につきまして議員に対してなぜもっと早く報告なり説明がなかったか。私たちは外部から聞いてこの事件を知ったわけでありまして。こういうことは、やはりよそからから入る前に、全協でも開いて内容説明をされるべきだと思いますが、なぜ遅れたか。まず理由を聞きたい。

**○議長（鹿島 功君）** 教育長。

**○教育長（山田 晋君）** 学校教育課長に答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（狩野 実君）** ただ今のご質問にお答えいたします。事故がありましたのは、11月28日ということですが、実は事故当日は、その当日の事故の対応をしたわけですが、それから修理の方に出しまして、どの程度の損害の事故であったかということが判明したのが14日です。14日に修理の方から、12月14日に修理の方から見積もりがFAXで届いたということで、15日に教育民生常任委員会がございましたので、14日を受けて15日の教育民生常任委員会の場で事故の程度をあわせて報告させていただいたところであります。

事故が起こったすぐに何らかの報告が必要だったかもしれませんが、事故があった状況や、事故については報告できたかもしれませんが、その事故の程度も含めてきちんと報告できたのが、先ほど言いました15日だったということでありまして。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 19番、荒松廣志君。

**○議員（19番 荒松 廣志君）** 今教育課長の説明ではどれくらい修理費が掛かるかという事の積算もあったようでございますが、修理費が掛かるかどうかはそれは事務的なことであって、この事件はその子どもたちを運ぶスクールバスが、たとえ自損であろうと事故をやった。その報告は当然初日にあった全協でも報告されるべきじゃないかと思いません。私があえてここでこの問題を取り上げますのは、この12月に入って、定例会に入っているいろんな各課長の説明責任が足りない箇所が何箇所も出てくる。こういうことは議会を軽視されておるとわれわれは思っても仕方がない。われわれも一緒になって美しい大山町を作るため頑張っているんですから、やはりそういう説明をしながらお互い協力し合って進んでいくべきではないかと思うが、もう1回答弁を求めます。

**○議長（鹿島 功君）** 教育長。

**○教育長（山田 晋君）** 当初は、事故発生の折には、こちらの事務局の方も、事故の規模というのがつかみかねていたというところもございまして、おっしゃるとおり報告等について遅れたということをお覚しております。今後、そういうことのないように気をつけていきたいという具合に考えておるところでございます。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。13番、小原君。

**○議員（13番 小原 力三君）** 関連でございますけれど、今事故の報告が遅れたということでございますけれど、わしはまた違った視点で質問いたしますけれど、教育長はいつも「大山町の宝だ、未来ある大きな宝だ」と言って子どもたちを育てていらっしゃると思いますけれど、この事故したバスですけれど、また本当にサイドブレーキをかけてあったやつが少しの勾配でタラタラ下るような、歯止めせんかった、ギア入れんかったって言われましたけれど、また事故するんじゃないかという、わしは気がするわけでございます。だったらもう、宝を乗せるんですから、教育長、大山町にとって宝を乗せるんだから、もう変えてもいいじゃないかと、いいバスに、新しく新車に。どうですか、それちょっと。

**○議長（鹿島 功君）** 教育長。

**○教育長（山田 晋君）** 小原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。新しく買っていいではないかというようなご質問ですが、平成16年に新しくしたバスでもありますし、当初、外見上損害の規模というのが分かりにくかって、実際査定をした段階でかなりの高額であったわけですが、部品等の交換で修理が可能だということが判明いたしました。車軸が曲がっているとか、あるいはそういう修理が不十分なために走行に影響が出るというようなことも想定して、いろいろ聞いてみました。まあ部品交換で元どおり出来るということでもございました。そういうところで修理をして使うという判断をしたわけですが、おっしゃるとおり子どもたち、たまたま乗っていなかったわけですが、多くの人命を預かるスクールバスでございますので、運用については事故が起こったあと、原因をしっかりと聞き取り、現地もしっかり見て、再度本人を呼んで口頭で嚴重注意をし、今後運用規定によってしっかりと安全を確保してもらうように指示したところで、再発防止に一層努めていきたい、こういう具合に考えているところです。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 質疑ないものと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第190号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第190号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 諮問第2号

○議長（鹿島 功君） 日程第25、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、現職の竹中稔氏を再度推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏は、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じ、適任と考え推薦するものであります。

同氏は、長年にわたり県立高等学校教諭として勤務し、鳥取県立米子東高等学校教頭を最後に退職され、その後、名和町公民館長も歴任され現在に至っておられます。

平成9年12月1日に法務大臣より人権擁護委員の委嘱を受け、現在3期目のご活躍をいただいているところであります。

なお、発令期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの任期3年の予定であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、諮問第2号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

---

#### 日程第26 公有財産調査特別委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第26、公有財産調査特別委員会の調査報告についてを議題にします。委員長報告を求めます。公有財産調査特別委員長 荒松廣志君。

○公有財産調査特別委員長（荒松 廣志君） 公有財産調査特別委員会の調査報告をいたします。12月13日に議長に提出いたしました調査報告書をお手元に配布しております

のでご覧いただきたいと思います。朗読して報告に代えます。

公有財産調査特別委員会調査報告書 大山町議会議長 鹿島 功様、公有財産調査特別委員会委員長 荒松 廣志。平成18年6月22日に設置されました公有財産調査特別委員会の調査結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事件、公有財産の管理に関する調査について、ユミハマファームの町有地占有問題であります。調査場所、大山町加茂、調査日は、6月22日に委員会、7月10日に委員会及び現地調査、8月23日委員会、11月20日委員会。調査委員は6名であります。

調査報告、平成10年に問題になり、平成11年に解決間近という報告を受けていたユミハマファームの町有地占有問題が、いまだに解決されていなかったことが本年6月の定例会の同僚議員の一般質問によって明らかになりました。その調査のために6月定例会の最終日に本特別委員会が設置になりました。今日まで4回の委員会を開催し、現地調査を行うとともにユミハマファームと執行部の交渉状況の報告を受け、調査をしてまいりました。

問題の町有地（道路）であります。この上には鶏舎が建てられており通行ができない状態であり、実際にこの道路は使われていないため占有部分を買収させる方法はどうかという案も出ましたが、隣地の土地の所有者に意向調査をしたところ、将来、通行をする可能性があるため道路は確保してもらいたいということでありました。

調査の結果、ユミハマファームの土地に迂回路を新設して町有地に振替する方法が望ましいという結論に達しました。以上で調査結果の報告を終わります。本委員会に付託された調査はこれで終了いたします。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** ただ今の委員長の報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** ないようですので、以上で公有財産調査特別委員会の調査報告を終わります。

---

### 日程第27 陳情第23号から日程第29 陳情第28号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第27、陳情第23号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する陳情から、日程第29、陳情第28号 地方税制改正に伴う住民負担増の軽減についての陳情まで、計3件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長。

**○総務常任委員長（沢田 正己君）** ただ今議題になりました陳情3件につきまして、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は平成18年12月18日、7人の委員全員で審査いたしました。

まず、陳情第23号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する陳情であります。

陳情内容は、参議院の付帯決議を尊重すべきで、これ以上の郵便局の統廃合をしないようにというもので願意妥当とし、採択すべきものと決しました。

次に陳情第25号は、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情です。格差社会を是正する施策は必要であるが、理解できない項目もあり不採択すべきものと決しました。

次に陳情第28号は、地方税制改正に伴う住民負担増の軽減に関する陳情です。陳情趣旨は理解はするが、財政的な面もかんがみ、趣旨採択すべきものと決しました。議員各位のご賛同をお願いし、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから陳情第23号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する陳情についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第23号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、陳情第23号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第25号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第25号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情は採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立少数です。従って、陳情第25号は、不採択とすることに決定しました。

これから陳情第28号 地方税制改正に伴う住民負担増の軽減に関する陳情についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行



ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第28号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第28号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

---

### 日程第30 陳情第24号

○議長（鹿島 功君） 日程第30、陳情第24号 間伐材搬出促進に関する意見書の採択についての陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（小原 力三君） ただ今議題になりました陳情第24号の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は平成18年12月14日、7人の委員全員で審査いたしました。

陳情内容は、鳥取県が平成14年度から行なってきた間伐材搬出促進の補助事業が18年度で終了するため、森林整備の推進と山村地域の活性化を図るためにも19年度以降もこの事業の継続を求めるものであります。慎重審議した結果、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第24号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択であります。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第24号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

### 日程第31 陳情第17号から日程第36 陳情第31号

○議長（鹿島 功君） 日程第31、陳情第17号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情から、日程第36、陳情第31号 教育基本法改正案の廃案を求める陳情まで、計6件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任

委員長。

**○教育民生常任委員長（野口 俊明君）** ただ今議題となりました陳情6件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は平成18年12月15日、7人の委員全員で審査いたしました。まず、陳情第17号、中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情は、9月定例会に付託をうけて継続審査をしている陳情でございます。陳情内容は、中国の宗教団体法法輪功の学習者が、中国政府に不当に逮捕され死刑に処され、その臓器が臓器移植に利用されている実態の調査を求めるものであります。事実であれば、重大な人権侵害であり、趣旨採択とする意見もありましたが、陳情内容を審査するための中国国内の事実関係が不明確で、陳情者の主張のみでは判断できないため、不採択すべきものと決しました。

次に陳情第26号は、「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情です。少子化対策は重要な課題であります。国だけでなく市町村、及び子どもを生み育てる親も責任も大切であり、また三位一体の改革による補助金制度改革の中で国公立保育園への補助金が一般財源化されていることもあり、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第27号は、安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を求める陳情であります。全国で医師・看護師が不足しており、そのため医療サービスの低下・医療ミスによる事件、事故も起きていることから、願意妥当であり全員一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第29号 安心してかかれる医療保障の充実を求める陳情です。陳情内容は、医療介護制度改革により、療養病床が今後大幅に削減されることから、高齢者が地域で安心して療養できるよう削減に反対し、あわせて医療保障の充実を求めるものであります。陳情趣旨は理解できるものの、診療サービスの拡充、診療報酬の改善は、国・地方・住民の負担増も懸念されるということで趣旨採択と決しました。

次に陳情第30号 介護保険制度の改善を求める国への陳情です。高齢者の年金控除縮小や、介護保険料引き上げで社会保障に対する高齢者の負担は重くなっており、願意は理解できるが国が公的責任を放棄していると言えず、趣旨採択と決しました。

次に陳情第31号 教育基本法改正案の廃案を求める陳情です。陳情内容は、教育基本法改正について国民の間にさまざまな議論があることから、慎重審議の上、廃案を求めるものです。大山町議会では昨年6月に教育基本法の早期改正を求める陳情を行っており、国会に対して請願しております。また、先日の国会において同法案は、成立済みでもありまして不採択とすべきものと決しました。以上で、教育民生常任委員会に付託されました陳情の審査報告を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから陳情第17号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 17 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第 17 号は、不採択とすることに決定しました。

次に陳情第 26 号 「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 26 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第 26 号は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することに決定しました。

次に陳情第 27 号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 27 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第 27 号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

次に陳情第29号 安心してかかれる医療保障の充実を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第29号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第29号は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することに決定しました。

次に陳情第30号 介護保険制度の改善を求める国への陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第30号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第30号は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することに決定しました。

次に陳情第31号 教育基本法改正案の廃案を求める陳情についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第31号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第31号は、不採択とすることに決

定しました。

---

### 日程第 3 7 発議案第 1 1 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 7、発議案第 1 1 号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 沢田正己君。

○提出者（沢田 正己君） 提案理由の説明をいたします。12月12日、総務常任委員会に付託されました陳情第23号 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する陳情を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。なお、審査の意見書につきましては、局長の方に朗読していただきますのでよろしくお願い致します。

○議長（鹿島 功君） 局長、朗読してください。

○局長（小谷 正寿君） 日本郵政公社の郵便局再編計画に関する意見書、日本郵政公社は6月28日、郵便物の収集・配達、貯金や保険の集金を行う全国4,696の集配郵便局のうち、1,048局で集配業務などの廃止を盛り込んだ郵便局再編計画を発表しました。鳥取県では現在50ある集配郵便局のうち、48%にあたる24局で集配業務を廃止する内容です。

昨年10月の特別国会で郵政民営化が決定されましたが、この国会の中で当時の竹中国務大臣は「そもそも郵政の民営化は、全国津々浦々に置かれております郵便局が果たしているその機能を維持し、より便利なサービスが地域住民に提供されることを目的に」と述べています。また、参議院でも「現行水準が維持され、万一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期す」ことが付帯決議され、政府に特段の配慮を求めています。

郵便局は、地域の中核的な施設の一つとして、住民の生活基盤を支える役割を果たしてきたと同時に、行政サービスを補う形で安心な町づくりに貢献して来ました。高齢化社会を迎え、郵便局の存在意義は益々重要になっています。しかし、この集配業務の再編に始まる郵政民営化への動きは、先の国会答弁や付帯決議を無視し、これまで公共性を重んじ国民のセイフティーネットワークとして全国どこでも公平にサービスを提供してきた郵便局を利益優先型の企業に変質させようとしています。採算の合わない地方へのサービス低下が、今後地域経済に与える影響も少なからずあるものと懸念されます。

この郵便局再編成計画によって、全国で667の市町村が影響を受けることになります。9月11日に全国で149局、中国地方では83局が統合されたのを皮切りに郵便局ネットワークの破壊が始まっています。

地方地域住民の暮らしと福祉向上のために、政府及び郵政公社に対し、下記項目について強く要望します。記、1つ郵政民営化法案及び付帯決議を十分に尊重すること。2つ、付帯決議に基づき、現行の集配ネットワーク及び金融のユニバーサルサービスを維持し、統廃合を行わないこと。3つ、再編が必要な場合でも地域住民・自治体の意見を十分に尊

重すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成18年12月21日、鳥取県西伯郡大山町議会。あて先は、内閣総理大臣・総務大臣・日本郵政公社総裁宛でございます。

○提出者（沢田 正己君） 以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第38 発議案第12号から日程第39 発議案第13号

○議長（鹿島 功君） 日程第38、発議案第12号 間伐材搬出促進に関する意見書の提出についてから、日程第39、発議案第13号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてまで、計2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 小原力三君。

○提出者（小原 力三君） ただ今議題となりました発議案第12号と発議案第13号について提案理由の説明を行います。

まず、発議案第12号は、12月12日経済建設常任委員会に付託になりました陳情第24号 間伐材搬出促進に関する意見書の採択についての陳情を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

意見書を朗読いたします。間伐材搬出促進事業の継続を求める意見書、森林は、古来、県民生活と深くかかわってきた。木材の生産はもとより、災害の防止、良質な水の安定的な供給などを通じて、安全で豊かな生活が築かれ、多くの県民にとっての原風景や信仰の対象となることで精神活動も支えられてきました。

また、私たちが生活していくことのできる環境を守る上で、重要な役割を果たしています。特に、近年では、地球温暖化の主たる要因である二酸化炭素の吸収源として重要な役割が期待されています。

地球温暖化対策については、京都議定書に定める我が国の温室効果ガス削減目標6%のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしており、削減約束の達成には森林

の健全な育成が不可欠なものとなっています。

しかしながら、森林整備を担う林業は、木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化しています。

この結果、県内の森林は放置林が目立ち、間伐などの未実施は森林の持つ多面的な機能を大幅に減退させて来ました。

このため鳥取県では、この間伐促進対策として平成14年度より「間伐材搬出促進事業」を実施され、一定の成果を挙げて来ました。

しかしながら、「間伐材搬出促進事業」は、平成19年度以降の実施が未定であり、当事業を継続実施することが、林業の活性化を促し、山村地域の振興と森林の持つ多面的な機能の維持に繋がるものであります。

については、鳥取県におかれては、森林整備の推進と山村地域の活性化を図るため、平成18年度で終了予定の「間伐材搬出促進事業」を平成19年度以降も継続して実施し、森林の機能保全を図られるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成18年12月21日、鳥取県大山町議会、あて先は鳥取県知事 片山善博でございます。

次に、発議案第13号であります。全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてでございます。森林の持つ公益的機能に対する新税として、「全国森林環境税」を早急に創設し、森林を有する市町村が森林の維持、育成のための財源を確保できるようにするために国に対し意見書を提出するものです。

意見書を朗読いたします。全国森林環境税の創設を求める意見書、近年、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなってきている。

また、地球温暖化防止にかかる京都議定書の目標達成計画では、我が国に課せられたCO<sub>2</sub>削減目標6%のうち3.8%を森林の吸収により確保するとしている。

しかしながら、森林を守り育ててきたわが国の山村・林業は、木材価格の低迷や後継者不足などにより、林業関係者のみでは森林の保育・管理を行っていくことが極めて困難な状況となり、必要な手入れがされることなく放置される森林が急増している。

そのため、森林と共に暮らし、森林を熟知する行政としての市町村が立ち上がらなければならないが、森林を守っていくべき山村市町村は、過疎化と少子高齢化に悩み、加えて今日の危機的な財政状況から、今後とも継続的に森林を守る役割を担うことはもはや困難である。

このような状況において、世界に例を見ない緑豊かな森林、生命の源である水を育み、大気を浄化するとともに、災害から国土を守る国民共有の貴重な財産としての森林を維持、保全していくためには、山村地域の住民や自治体のみならず、都市部や海辺の地域の住民や自治体も一緒になって「森林・山村を育て、水や空気を守っていく」という国民的な認識と森林を次世代へ引き継いでいくという気運を高めていくことが重要である。

については、森林のもつ公益的機能に対する新税として「全国森林環境税」を早急に創設し、森林を有する山村地域の市町村が森林の維持、育成のための財源を確保できるようにすることを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成18年12月21日、鳥取県西伯郡大山町議会。あて先は、衆参両院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・環境大臣宛でございます。以上審議のうえご決定いただきますようによろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第12号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

これから発議案第13号の質疑を行います。質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第40 発議案第14号

○議長（鹿島 功君） 日程第40、発議案第14号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を求める意見書の提出についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。提出者 野口俊明君。

○提出者（野口 俊明君） ただ今議題となりました発議案第14号の提案理由の説明をいたします。

12月12日、教育民生常任委員会に付託されました陳情第27号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を求める陳情を審査した結果、採択すべきものと



決しましたので、意見書の提出について発議するものであります。意見書を朗読いたします。

安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員を求める意見書、医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、過酷な労働条件を改善し、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師の不足が再び深刻な問題となっています。

鳥取県内では岩美町立岩美病院に見られるように、医師が激務による過労から退職に追い込まれ、後補充ができないまま心療内科の休診、認知症病棟の休棟、加えて女性医師の産休で小児科を休診せざるをえなく、地域医療が確保できない状況が起こっています。こうした状況はどこの医療機関でも起こりうる状態であり、岩美病院に限ったことではありません。

看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、満足な看護もできないジレンマの中で離職が相次ぎ、アンケート調査によると4分の3が辞めたいと思っているほどで、新卒の看護師は1年以内に1割を超える職員が退職し、定年まで働き続けることが困難となっています。欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められています。看護職員については、少なくとも「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に1人以上」の配置にすることが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要です。また、「安全・安心のコスト保障」も必要で、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められます。こうした医師・看護師確保の危機的状況を一刻も早く解決し、地域住民の医療確保をするため、下記項目について対策を講じられるようお願いいたします。1つ、医師・看護師を大幅に増員してください。2つ、看護師の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善してください。3つ、夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正してください。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成18年12月21日、鳥取県西伯郡大山町議会。あて先は内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆参両院議長 宛でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** これから発議案第14号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、発議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第41 発議案第15号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第41、発議案第15号 町有地等活用調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 足立敏雄君。

**○提出者（足立 敏雄君）** 失礼します。発議案第15号 町有地等活用調査特別委員会設置に関する決議について、この発議案につきましての提案理由のご説明をさせていただきます。

ただ今上程いただきました発議案第15号ですが、現在大山町合併いたしましてから1年と約10カ月近くがたっております。市町村合併や学校統合等により、町有地や学校の校舎等の町有施設の活用方法をこういう時期にもう一度調査したらどうかというのがご提案の理由でございます。

そこで、調査特別委員会を設置し、閉会中も調査を行うために会議規則第14条の規定により提案した次第であります。

提案書の方の順番にしたがってご説明申し上げます。まず、1の名称ですが、委員会の名称は、町有地等活用調査特別委員会。設置の根拠は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条であります。3番目の目的ですが、設置する目的は、町有地や町有施設等の活用に関する調査であります。4番目の調査期間、調査完了までというふうにしております。5番の委員の定数、これは旧地区を鑑みて委員の定数を6人とするものであります。議員の皆さんのご賛同を願い、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。よって、発議案第15号 町有地等活用調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置された町有地等活用調査特別委員会の委員の選任について

は、委員会条例第7条第1項の規定によって、野口俊明君、秋田美喜雄君、小原力三君、森田増範君、西山富三郎君、荒松廣志君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました6人を町有地等活用調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

委員長・副委員長の互選のため、特別委員会を開いていただきたいと思います。この際、暫時休憩します。

なお、この休憩中に教育民生常任委員会は、陳情第32号の審査を引き続き行っていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

**午後2時34分 休憩**

---

**午後2時56分 再開**

（助役 着席）

**○議長（鹿島 功君）** 再開いたします。町有地等活用調査特別委員長・副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に荒松廣志君、副委員長に小原力三君が選任されました。以上で互選結果の報告を終わります。

---

### **追加日程第1 陳情第32号**

**○議長（鹿島 功君）** お諮りします。教育民生常任委員会に付託しました陳情の審査が終わりましたので、お手元にお配りしました追加議事日程のとおり日程を追加し、追加日程第1、陳情第32号 通学路の安全確保を求める陳情を直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 異議なしと認めます。従って追加日程第1、陳情第32号 通学路の安全確保を求める陳情を議題にいたします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長。

**○教育民生常任委員長（野口 俊明君）** 報告いたします。ただ今追加上程になりました陳情第32号 通学路の安全確保を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

この陳情は、平成19年4月より名和、光徳、庄内小学校が統合し、光徳地区の下坪、西坪、上坪東、上坪西、ひかりが丘、八景台においては徒歩通学に決定しております。通学路となる上坪名和神社線ひかりが丘団地から御来屋みどり区集会所の交差点まで道路幅員も狭く、歩道もないため小学生の子どもたちの安全を確保する通学路の設置、そして拡幅及び歩道整備、ならびに街路灯設置の陳情であります。この路線につきましては平成2

0年に名和淀江道路等完成の後には、交通量の変更といえますか、現在と変わる予想もされておりますが、委員会といたしましては、本日のこの案件につきましては、可否同数となりました。現在ここだけでなく町内にたくさんこのようなところを抱えておるといこともございます。そういうところにつきましてとりあえずできること、いわゆる交通規制とか、いろんなことを考えながら早急にこの交通安全に対しては町内全域を確保して欲しいという願望もあるわけでございまして、ここだけの予算に集中できないのではないかとことでもあります。いろいろな観点があるわけでございます。なかなか願望といたしましては本当に採択という気持ち皆さん持っておる中でいろいろな要素があつてのこととございますが、委員会としての結論は趣旨採択ということに決しました。皆さんのご審議をよろしく願いたします。報告終わります。

**○議長（鹿島 功君）** ここで暫時休憩いたします。

**午後3時 休憩**

---

**午後3時1分 再開**

**○議長（鹿島 功君）** 再開いたします。17番 野口俊明君。

**○教育民生常任委員長（野口俊明君）** 補足をいたします。本日の審査結果は採択3名、趣旨採択3名、可否同数となりました。同数となりました。委員長採決で趣旨採択ということにいたしました。以上報告終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。13番、小原力三君。

**○議員（13番 小原 力三君）** 今、趣旨採択ということでございますけども、やはり子どもばかりでなくして、町民、道路というのは幅広く捉えるところでもございます。公共の場でもございますし。その趣旨たるその意図がまだ見えてこないというふうに思っておりますけども、やはり採択すべきものとはは思うわけでございます。と言いますのも、やはり19年度は建設業界といえますか、業者も31社と多数おられますし、来年の見通しもなかなか立たないと、少しずつでも優先順位をつけながらでも道路改良、町道整備していくのがやっぱり行政の役割ではないかというふうに思っております。いかがなものでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 委員長。

**○教育民生常任委員長（野口 俊明君）** 今のご発言もごもっともだと思います。本当に皆さんが苦渋の決断で採択、それから趣旨採択を決断しておられます。これにつきまして委員の皆様もほんとに心が痛む問題ではなかったかなという気がしておるわけでございますが、いろんな調査等でも考えありますように、今回のこの路線につきましても今まだ教育委員会の方がきちんと問題が整備もなっていない面もあるかもしれませんが、低学年等につきましては帰りにはバスに乗せるというようなことも考えておられるというようなこと

も伺っておるわけでございます。そういう中で、交通規制等も考えてあると現在町内でもそういう箇所が何箇所もございます。そういうことを考えた場合、われわれも本当になんて言いますか、町道の中でそういう箇所全部がすぐわれわれ決済になってできるかという問題になった場合に、なかなか私たちだけでなく執行部側の予算の問題等難しい問題がたくさんあるわけでございます。そうした場合にこのこと1件だけということになった場合に、ほかの件は皆さんどうしてくれるのかというようないろいろなことが出るわけですが、その疑問にわれわれ明確に答えるということがなかなか難しいわけでございますので、委員会で本当に長時間議論しながらこうして皆さんにほんとに待っていただいたわけでありましたが、ひとついい、皆さんも方向性を見出しながらご議論いただきたいと思います。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 11番、諸遊壊司君。

**○議員（11番 諸遊 壊司君）** 私思いますのにね、結局、高規格道路ができて、まっ、全体的に通学道を考えなくてはならないという報告でございましたけども、高規格道路ができて20年の春に、特に影響されるのがこの道ではないかなと思っております。たくさん小学校・中学校ありますけども、これはこの高規格道路に関係なく大変であって、今特に必要なのは高規格道路ができることによって交通量が大変であるということも委員会の人もご存じだと思います。そして総務常任委員会でもあそこを見させてもらいました。あっ、これは危ないなど、人の命、子どもの命、老人の命は財政の緊迫より重たいと私は思っております。ぜひとも委員会では3対3で大変委員長長の判断もあったと思いますけども、ここはやっぱり趣旨を取って採択で議会としてはゆくべきではないかと私は思います。委員長はどうでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** ちょっと待ってください。ただ今討論にはまだ入っておりません。質疑ですので、審議過程とか、何を聞きたいというようなことでの質問をされるのだったら結構ですが。ちょっと。

**○議員（11番 諸遊 壊司君）** 繰り返しますと、あの結局さっきも言いましたように20年の春に高速道路ができることによって交通量が増えるということでございます。そういうことを考えられましたかということでございます。

**○議長（鹿島 功君）** 17番、野口俊明君。

**○教育民生常任委員長（野口俊明君）** 先ほども趣旨説明の時に述べさせていただきましたが、平成20年に名和淀江道路が完成するわけでございます。こうなった場合の予測というものも、増えるという予測は大いにあるわけでございますが、どのようにどの程度どうなるのかということ等につきましてはまだ、本当のことがその場にならなければ見えなわけでありまして、予測としてはもう確実に私はもう増えると思います。ですから私らもこれ以外にですね、委員会としても話したわけですけど、あそこに信号機等も必要でないかということをお大いに考えております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 15番、二宮淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） 委員会の委員長報告に伴いまして1、2点質問をしたいと思いますが、まず、類似した交通道路渋滞あるいは危険箇所がたくさんあるというふうにおっしゃいました。実を实態を言いますと私、近隣部落に住んでおるためにちよくちよく利用する道路ではありますが、五つの部落の子どもたちが従来通っていた学校が統合によって通学路が変更され、慣れない道を通行しなければならない。それが狭隘な道路であるために、普段、車が行き替わるときも普通車と軽なんかはスピードを落として譲り合いながら走っております。そこに子どもらが通りますと危険極まりない。もし万一事故があったときにはどうなるかというようなことを考え合わせれば、当然これは議会が予算執行するもんでもなんでもないわけだし、予算が伴うというような話があったが、予算の問題は別儀の話であって、議会の委員会としてその問題を取り上げるときは別な結論が見出す必要があるはずだと思いましたので、再度、類似する渋滞道路はたくさんあるとはいうものの、新たに通学路が変更されて小さい子どもたちが変わった道を通ることについての危険性をどの程度理解して判断をされたのか伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 野口委員長。

○教育民生常任委員長（野口俊明君） 報告、答弁いたします。旧各この新大山町におきまして、もう既にそういう、いわゆる合併により通学路等の問題が取り上げられてもいいようなところは何箇所もございます。その中でも例えば今のこの路線ですね、上坪名和神社線のということでございますが、現在他の場所にはこの道路の半分の広さで通学しているところが何箇所もございます。現地に行ってみていただければ分かるわけですが、私たちも少し調査いたしました。そういう中で陳情書が上がってこなくても、ただ口頭要望等があるわけですが、そういうものも無視しながらわれわれはやってくのかということもございます。

そしてこの私たちが通った中で、上坪名和線の中でもここの拡幅歩道をつけてくれという所よりか、部落の中はまんだ半分の広さでございます。そういうところもやっぱり部落として本当に考えるなら、おなじ通路でございますから、いろんな方面でそういう安全性を考えた措置、それから陳情もわれわれにも欲しいなということでございます。この路線の延長よりか、もっと長い路線をそういうふうに通学路の変更によって歩いておると、もうこの半分の広さですよ、幅が。あるわけでございます。なかなか私たちも本当にそういうものを考えた場合に苦渋の決断というものがあるわけですが、皆さんもひとつあれならこれをする前にその地を全部視察しながら考えていけばという気がいたしておりますが、皆さま方の判断も本当にそういうことも含めてまだ時間があるわけですから、考えていただきたいなという気もいたします。以上です。

○議長（鹿島 功君） 質疑他にありませんか。なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（鹿島 功君） 16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） いろいろ協議されたとは思いますが、委員長答弁、報告には反対であります。他の町道との関連も挙げておられましたけれども、ここは客観的に見て新しい通学路であり、また19年度山陰道の開通等もあり、他の挙げられた地区と客観的に説明ができる理由付けもあると思います。そういう意味で趣旨ではなくて採択すべきと私は意見を申し上げたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 15番、二宮淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） 同意見でもいいですか、反対討論で。

○議長（鹿島 功君） はい。

○議員（15番 二宮 淳一君） 他にそれ以上に困ったところがあると言われますが、陳情された案件に対してそれを採択するか、あるいは趣旨にするか、不採択にするかという判断であって他に陳情が出ておらないこの1件だけの問題で本当に子どもたちの安全を考えるのであれば、これは当然私も採択すべき問題であってそれを趣旨にするような判断は、これは間違っておると思いますので反対の意見を申し述べます。

○議長（鹿島 功君） 次に、委員長報告に賛成の討論ありませんか。12番、足立敏雄君。

○議員（12番 足立 敏雄君） 同じ委員会に所属しておりましていろいろと討議した結果、私は委員長の趣旨採択に賛成するものであります。理由を、失礼。理由を申し上げさせていただきますと、先ほどからいろいろ出ている反対理由に関しましては、委員会の中で全部一応テーブルの上に乗せて協議いたしました。そういう確かに安易にですね、こういう言い方すると怒られるかもしれませんが、「はい、ほんとに子どもたちのことですから、はい、いいですよ、何でもかんでも賛成しましょう」という形じゃなしに、今回はいろんな形で、このほんとに子どもたちの通学路をですね、安全に通る方法がないのかということまで検討しております。ただ、道路の拡幅で歩道をつけやいというだけの採択じゃなしに、もっとその4月1日から始まるまでになんかできらへんかと。実際道路の改良ということになりますと大変な時間や金がかかります。その前にもっとその規制とかいろんな形で子どもたちの安全を図ることができないかと、できたらそれは4月1日までに行ける方法がいいんじゃないかというような所まで突っ込んでいろいろ検討してみました。で、うちの委員会では何日だったかちょっと忘れまして。二日ほど前ですかね、教育委員会の方とも初めてだと思いますが、教育民生の委員会と教育委員の方々との懇談会まで持ってその中でもそういう討論をやってきております。でまあ、やっぱりそりゃできたら道路がきちんとできて安全が図れるのが一番いいんですけども、でもそれじゃあ4月1日まで間に合うのと、いつになるのと、そういう話も出まして、そのもう一つの面として先ほど委員長が言われましたように、他から出たときにも、おんなじような問題が出たらそれもみんな横並べで全部採択という形にせにゃならんという局面もなりやせんかと、ま、

そういういろんなことを考えてですね、委員長の方からはあまり強くありませんでしたけれども、とにかく何らかの形で規制でも何でも考えてもらって、早く出来る方法で子どもたちの安全を図るという方向をうちの委員会では出そうということを考えたわけです。でまあその結果、それをするにも採択してもいいという議員さんと趣旨採択でやったらいいんじゃないかという意見には分かれたわけですが、私は趣旨採択の方を選んだ議員ですので、そういう形でいろんなところまで話をして詰めた意見ですので、私は委員長の方の趣旨採択を応援したいというふうに思っております。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** ほかに委員長の賛成の討論ありませんか。反対。2番、西尾寿博君。

**○議員（2番 西尾 寿博君）** 私も趣旨採択に賛成する者として意見を述べさせていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 西尾君、今、反対の討論をお願いします。7番、川島正寿君。

**○議員（7番 川島 正寿君）** 私はこの陳情は採択すべきだと思います。先ほど足立議員は言われましたが、そういったその規制とかを考えて早く出来る方法、早く出来る方法はなるほど必要です。これは採択すべきで、採択しておいて、それが出来るまでに期間はかかるのでそれからその方法を考えるべきだというふうに感じます。そしてやはりこの書いてある文章見まして20年の春の交通量の増えるというのは願意妥当だと思いますし、私は採択すべき、委員長の不採択には反対です。

〔「休憩、休憩」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時27分 再開

**○議長（鹿島 功君）** 再開いたします。これから陳情第32号を採決します。

委員長の報告は趣旨採択ですが、採択すべきという意見がありますので、まず採択からはかります。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、この陳情は採択すべきものと決しました。採択と決定いたしました。

#### 日程第42 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査

**○議長（鹿島 功君）** 日程第42、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、家畜糞尿の処理に関する調査について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ



りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました

---

### 日程第４３ 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（鹿島 イサオクン） 日程第４３、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### 閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了いたします。会議を閉じます。

平成１８年第１２回大山町議会定例会を閉会いたします。ごくろうさんでした。

---

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午後３時３０分 閉会